

国保加入者に傷病手当、出産手当を 給付する制度の確立を求める請願

【請願趣旨】

国民健康保険にも、労働者が加入する健康保険と同様に、傷病手当や出産手当を創設すべきです。公的保険には、ケガや病気、事故あるいは出産など、収入が途絶える事態に際して「従前所得水準を維持」という理念があります。協会けんぽや組合健保では、そうした理念に基づいて、傷病手当や出産手当が実施されており、国保に変わった途端に、傷病・出産手当が無くなることに驚きの声があがっています。「法の下での平等」（憲法 14 条）に照らしても、加入する保険制度の違いにより、保険給付や免除制度が異なる事態は、一刻も早く解消すべきです。

2024 年 10 月、国連女性差別撤廃委員会の第 9 次日本報告審議の総括所見では、農山漁村女性が国民健康保険制度の傷病手当金や出産手当金を受ける機会が限られていることに懸念が示され、基本的サービスを確保するよう勧告しました。国保には個人事業の自営業者やフリーランスも加入しています。家族総出で家業を支えることが多く、一人が欠けても営業に支障をきたす中小業者にとって、家族の休業による影響は大きいと言えます。傷病や出産前後に、必要な休養をとれず、健康破壊の誘因となっています。全婦協の調査では、5 人に 1 人が「産前に休めなかった」と回答しています。少子化対策としても産前・産後に安心して休める出産手当が必要です。

コロナ禍、新型コロナウイルスに感染した場合、被用者には全額国庫負担による傷病手当制度が創設されました。いつケガや病気をして、本人と家族の生活が保障されるよう、恒久的な制度が必要です。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

【請願事項】 1、国民健康保険加入者に傷病手当、出産手当を給付する 制度を確立すること

氏 名	住 所	名前、住所は郡や丁目、番地などを省略せず、一人ひとり明記してください。「同上」「〃」、鉛筆使用は無効です。
	都・道 府・県	
	都・道 府・県	
	都・道 府・県	
	都・道 府・県	
	都・道 府・県	

北商連婦人部協議会

〒060-0806 札幌市北区北 6 条西 7 丁目 5-11 小貫印刷センタービル 6F 電話 011-717-3800 FAX 011-717-3805

取扱団体 札幌北部民商婦人部 札幌市北区北 30 条西 7 丁目 2-16
TEL:11-758-0371